

生産性革命推進事業

- 1.ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金【設備投資の支援を受けたい】
- 2.小規模事業者持続化補助金【自社の販路拡大をしたい】
- 3.サービス等生産性向上IT導入支援事業補助金【生産性向上に役立つITツールを導入したい】

北海道経済産業局

生産性革命推進事業

生産性革命推進事業において、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を支援します。

生産性革命推進事業には、「ものづくり・商業・サービス補助」「持続化補助」「IT導入補助」の3つの補助事業がございます。今回、「通常枠」に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を対象に「特別枠※」を設けます。

① ものづくり・商業・サービス補助

➤ 新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資を支援

【通常枠】 補助上限：1,000万円 補助率 中小1/2、小規模2/3

【特別枠】 補助上限：1,000万円 補助率 中小2/3、小規模2/3

② 持続化補助金

➤ 小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等を支援

【通常枠】 補助上限：50万円 補助率2/3

【特別枠】 補助上限：100万円 補助率2/3

③ IT導入補助

➤ ITツール導入による業務効率化等を支援

【通常枠】 補助上限：30～450万円 補助率：1/2

【特別枠】 補助上限：30～450万円 補助率：2/3

ハードウェア（PC、タブレット端末等）のレンタルも対象に

■ 各補助事業の公募スケジュール

① ものづくり・商業・サービス補助

通常枠・特別枠共通：
公募中、申請締切 5月20日（水）17時

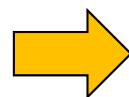
② 持続化補助

通常枠：公募中、6月5日（金）当日消印有効
特別枠：5月1日（金）～5月15日（金）必着

③ IT導入補助

通常枠・特別枠共通：
5月11日（月）～5月29日（金）17時

※特別枠は、年度内に予定している締切に適用します。



特別枠の申請要件等は次ページをご確認ください。

生産性革命推進事業の拡充

■ 特別枠の申請要件（3つの補助事業に共通）

【申請要件】補助対象経費の1/6以上が、以下のいずれかの要件に合致する投資であること

A：サプライチェーンの毀損への対応

顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと
(例:部品調達困難による部品内製化、出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓)

B：非対面型ビジネスモデルへの転換

非対面・遠隔でサービス提供するためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと
(例:店舗販売からE C販売へのシフト、V R・オンラインによるサービス提供)

C：テレワーク環境の整備

従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること
(例:W E B 会議システム、P C 等を含むシンクライアントシステムの導入)

なお、「**通常枠**」でも新型コロナウイルス感染症で影響を受けていることを条件に、優先的に採択する措置が講じられる場合があります。

影響を受けた事業者の優先採択措置【通常枠】

- ①ものづくり補助：特別枠で採択されなかった事業者は、通常枠で再度審査。その際は、加点措置を講じる
- ②持続化補助：感染症の影響によって売上が減少した事業者等を審査において加点
- ③IT導入補助：テレワークの導入に取り組む場合は、審査において加点

詳細は、下記ポータルサイトからご確認ください。
(中小機構・生産性革命推進事業ポータルサイト)
<https://seisansei.smrj.go.jp/>
【生産性革命推進事業全体に関するお問合せ先】
中小企業基盤整備機構 企画部
生産性革命推進事業室：03-6459-0866



1.ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 【設備投資の支援を受けたい】

中小企業・小規模事業者等が取り組む、生産性向上に資する革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。

【事業スキーム】

事業類型	概要	補助上限/補助率
一般型	中小企業・小規模事業者等が行う新製品・新サービス開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資及び試作開発を支援	1,000万円 中小1/2、小規模2/3 (特別枠は一律2/3*) *詳細は1~2ページ
グローバル展開型	中小企業・小規模事業者等が行う海外事業の拡大・強化等を目的とした設備投資を支援	3,000万円 中小1/2、小規模2/3

【要件】

項目	
対象者	以下の要件のいずれも満たす3~5年の事業計画を策定し、従業員に表明している中小企業・小規模事業者等 ・要件①:付加価値額 +3%以上/年 ・要件②:給与支給総額 +1.5%以上/年 ・要件③:事業場内最低賃金 地域別最低賃金+30円
補助額/補助率	上記類型による
補助対象経費	新製品や新サービス提供のための機械設備購入やシステム構築など
応募及び問合せ先	ものづくり補助金事務局 TEL:050-8880-4053 http://portal.monodukuri-hojo.jp/

【活用事例】

曲イ田中酒造(株) (小樽市) は、本補助金を活用して炭酸ガスを付与する耐圧サーマルタンク等を導入。発泡性の日本酒等の新商品開発に成功。



※感染症の影響を受けながらも生産性向上に取り組む申請に対する加点には、サプライチェーンの毀損等の影響を受けている客観的事実を証明するための書類の提出が必要。

【スケジュール】

一般型：令和2年5月20日(水) 2次締切。令和2年度内には8月、11月、令和3年2月に締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表を行います。(予定は変更の可能性有)

グローバル展開型：公募時期未定

【北海道経済産業局 窓口】

地域経済部 産業技術革新課 TEL: 011-709-2311 (内線2587) E-mail: hokkaido-gijutsu@meti.go.jp

ものづくり補助金

2.小規模事業者持続化補助金【自社の販路拡大をしたい】

小規模事業者の事業の持続的な発展を後押しするため、商工会・商工会議所とともに作成した経営計画に基づいて行う地道な販路開拓等の取組を支援します。

【ポイント】

①身近な用途に利用できる

店舗の改装、チラシ作成、集客力向上、商品パッケージ製作のための設備導入等

②「経営計画」の作成が条件

自社の強み・弱み、事業の見直し等、様々な気づき生まれる

【要件】

項目		
対象者	小規模事業者	
	商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	従業員 5人以下
	サービス業のうち宿泊業・娯楽業	従業員 20人以下
	製造業その他	従業員 20人以下
補助額/補助率	上限50万円（特別枠は100万円*） *詳細は1～2ページ/ 2/3以内	
補助対象経費	機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費等	
応募及び問合せ先	全国商工会連合会 http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/ 日本商工会議所 https://r1.jizokukahojokin.info/	

【北海道経済産業局 窓口】

産業部 中小企業課

TEL : 011-709-2311 (内線2576) E-mail : hokkaido-chusho@meti.go.jp

【活用事例】

【ファーマーズキッチンTOKO-TOKO】（清里町）

- ◆ 蒸しパンなどのスイーツを温める設備の導入に対して小規模事業者持続化補助金を活用。
- ◆ 海外でのニーズ調査によって得た需要情報をもとに中長期的な経営計画を策定できたことに加え、この計画に基づいて補助金を活用し、新たなステップアップを目指せる状況となった。



(左から清里町商工会 見年補助員
ファーマーズキッチン TOKO-TOKO
柳谷亜紀子さん、柳谷克彦さん)

※新型コロナウイルス感染症の罹患による直接的な影響、または、同感染症に起因して前年同月比10%以上の売上減少が生じている事業者等に対し、採択審査における加点措置を講じます。

【スケジュール】

受付開始：2020年3月13日（金）～

公募締切：【第1回】2020年3月31日（火）

【第2回】2020年6月5日（金）

【第3回】2020年10月2日（金）

【第4回】2021年2月5日（金）

※第5回締切以降は、改めて案内予定

※特別枠の公募期間は1ページ参照

持続化補助金

3.サービス等生産性向上IT導入支援事業補助金【生産性向上に役立つITツールを導入したい】

中小企業等の生産性向上を実現するため、バックオフィス業務等の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するITツールの導入支援を行います。

【事業スキーム】

事業類型	概要	申請条件	補助額/補助率
A類型	下記のプロセスを含むITツールの導入を支援	必ず1つ以上のプロセスを保有するソフトウェアを申請すること	30～150万円未満 (1/2以内)
B類型		必ず4つ以上のプロセスを保有するソフトウェアを申請すること	150～450万円 (1/2以内)
C類型 (特別枠) ※詳細は1, 2ページ		必ず1つ以上のプロセスを保有するソフトウェアを申請すること。またサプライチェーンの毀損への対応、非対面型ビジネスモデルへの転換、テレワーク環境の整備のいずれかに該当するITツールを1つ以上申請すること	30～450万円 (2/3以内)

※事業類型により、事業計画期間（3年）において、「給与支給総額が年率平均1.5%以上増加」、「事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上」を満たす事業計画を策定し、従業員に表明していることを申請要件とする場合があります。

※いずれか1つの類型のみ申請可能。交付決定を受けた事業者は、交付決定日から1年は再度申請できません。

【要件】

ソフトウェア（業務プロセス）			
顧客対応 販売支援	決済・債権債務 資金回収管理	調達・供給 在庫・物流	業務固有プロセス
会計・財務 資産・経営	総務・人事・給与・労務・ 教育訓練・テレワーク基盤(特別枠のみ)		

ITツールはソフトウェア（業務プロセス）のほか、自動化分析ツール等、5つのソフトウェア（オプション）と導入コンサルティング等、4つの役務（付帯サービス）で構成される

【スケジュール】

令和2年5月11日(月)申請開始（IT導入支援事業者・ITツールの登録も同時に開始）
12月までに複数回の締切りを設け、それまでに受け付けた申請を審査し、交付決定を行う予定。

項目	
対象者	中小企業・小規模事業者等
補助対象経費	事務局が認定したIT導入支援事業者が登録するITツールの導入経費 特別枠に限りハードウェアのレンタル費用も対象。また公募前に導入したITツール等も対象となる場合があります。その他要件については2ページ参照。
応募及 び 問 合 せ 先	一般社団法人サービスデザイン推進協議会： https://www.it-hojo.jp/

【北海道経済産業局 窓口】 地域経済部 製造・情報産業課
TEL:011-709-2311 (内線:2566) E-mail: hokkaido-seizojoho@meti.go.jp

IT導入補助金